

地域活性化雇用創造展開事業（檜山）
働き方改革の推進に向けた事業者支援実施要領
（地域活性化雇用創造プロジェクト）

（目的）

第1条 この事業は、人口流出が続く檜山管内において、生産性向上等を通じ、事業者の働き方改革に繋がる個別課題の解決に向けた支援により、地域の雇用創造と定着化を促進することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 檜山振興局は、事業者の働き方改革の推進を支援するため、有識者を派遣し、出前方式による個別課題の解決に向けた支援を行う。

（支援の対象者）

第3条 支援の対象者は、地域活性化雇用創造プロジェクトの対象業種であって、檜山管内に所在する事業者とする。

（支援の申込）

第4条 支援を希望する事業者は、檜山振興局に「働き方改革の推進に向けた支援申込書（様式1）」を提出することにより、支援の申込みを行うものとする。

（支援の決定）

第5条 檜山振興局は、前条の申込みを行った事業者が抱える課題が有識者による支援を必要とするものであるかを総合的に判断し、当該事業者に対して支援を実施するか決定するものとする。

（支援プログラムの作成）

第6条 檜山振興局は、前条で決定した支援対象者の「支援プログラム（様式2）」を作成するものとする。

（有識者の選定）

第7条 有識者は、必要に応じて、支援対象者及び支援対象者が所在する町等の意見を参考にして檜山振興局が選定するものとする。

（有識者に対する謝金及び旅費の額及び支給方法）

第8条 有識者の派遣に係る謝金及び旅費の額並びに支給方法については、予算の範囲内で道の規定による。

（支援実施計画書の作成）

第9条 檜山振興局は、毎回の派遣指導ごとに、「働き方改革の推進に向けた支援実施計画書（様式3）」を作成し、有識者に提出するものとする。

（有識者の報告書提出）

第10条 有識者は、毎回の派遣指導ごとに、速やかに「有識者による働き方改革の推進に向けた支援報告書（様式4）」を檜山振興局に提出しなければならない。

（支援対象者の報告書提出）

第11条 支援対象者は、全ての派遣指導の終了後に、速やかに「働き方改革の推進に向けた支援結果報告書（様式5）」を提出しなければならない。

（支援結果の報告）

第12条 檜山振興局は、有識者による支援終了後に、有識者による指導成果を確認し、必要に応じて支援結果を支援対象者が所在する町等に報告する。

（フォローアップ）

第13条 檜山振興局は、有識者による支援終了後においても、支援対象者へのフォローアップに努める。

（守秘義務）

第14条 有識者は、派遣を引き受けることにより知り得た支援対象者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

（事務）

第15条 この要領に定める事務は、檜山振興局産業振興部商工労働観光課において行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要となる事項は、商工労働観光課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月27日から施行する。
令和3年 9月 1日一部改正